

2008 道本部組織労働局発第 513 号

2008年8月29日

地方本部  
各 単 組 執行委員長・現業評議会議長 様  
総 支 部  
道本部現業公企評議会議長・副議長・幹事 様

自治労北海道本部  
執行委員長 三 浦 正 道  
自治労北海道本部現業公企評議会  
議 長 湊 修

## 「技能労務職の給与に係る基本的考え方に関する研究会」中間取りまとめに 対する取り組みについて

日頃のご奮闘に敬意を表します。

さて、総務省が4月14日に発足させた「技能労務職員の給与に係る基本的考え方に関する研究会（以下＝「研究会）」は、8月6日の第5回研究会で「中間とりまとめ」について議論し、8月22日に公表しました。

この研究会についてはその設置段階から、設置自体が自治体における自主的・主体的な勤務労働条件決定を阻害するものであり、協約締結権を持つ技能労務職員の労使関係に対する事実上の介入であることから、自治労は公務員連絡会地公部会とともに総務省に対して強く抗議してきたところです。しかし総務省は研究会を強行的に設置した上、公務員連絡会側の度重なる抗議と要求を無視し、現業職員の担っている仕事について十分に理解しようとしないうちに研究会を続けてきています。

今回の中間報告は、労働側の意見をまったく聞くことなくまとめられたものであり、公表されている議事録を見ても、研究会委員の現業労働者の仕事への無理解と、労使対等・労使自治への軽視を背景としているものであることから、多くの問題が含まれています(公務員連絡会地公部会見解参照)。こうしたものが、研究会の議論についての十分な情報公開と協議のない中で一方的に公表されたことは、断じて許容できません。

このことに対して、①対当局交渉、②大型はがきの取り組み、③パブリックコメントの取り組みを要請しますのでよろしくお願ひします。

## 1. 自治体当局交渉の実施

「中間とりまとめ」では ①交渉を一般行政職員の職員団体と一体となって行っていたり、一般行政職員の職員団体の交渉と同時並行的に行っていたりするような場合もある。このことが、技能労務職員の給与決定に影響を与えているとの指摘もある。②協約締結主体としての適格性や協約の効力など、本来法律が予定している手続きがどのようなものであるかを再認識すべきと言及するなど、今後の研究会の検討が、自治体における交渉制度など労使関係の見直しにもつながるものという懸念を抱かざるを得ず、そもそも、労働側委員の出席がない研究会で、労働側からの意見も聞かない状態のまま労使関係の在り方に言及することは、労働団体に対するあまりの軽視であり、自治体における労使対等、労使自治という観点からも許されるものではありません。

このことから、以下の2点について自治体当局に対して要求し確認することとします。

### (1) 要求内容(別紙1参照)

- ①研究会や総務省の不当な干渉に惑わされることなく、これまでの労使関係、交渉方法を尊重すること。
- ②労働側の参加がない研究会が、公務における労使交渉・労使関係のあり方を検討し言及することは、自治体における労使自治という観点から問題がある旨を、総務省に申し入れること。

### (2) 妥結点

- ①の項目については必ず確約を取るようしてください。②については最低限労使自治への介入については憲法、労組法、労基法、地方分権推進法の観点からも問題があるということを引き出すこととします。

### (3) 集約

交渉結果を別紙3により10月3日(金)までに報告して下さい。

## 2. 総務省「研究会」中間取りまとめ公表に抗議する大型はがき行動

(1)取組期間 9月1日(月)～10月3日(水)

(2)取組内容 大型はがきは、10名連記で9月1日(月)頃単組到着予定。

- ①対象 現業職員がいるいないにかかわらず組合員全員(1人一筆以上)を目標に取り組みます。

### ②取組方法

単組名をはがき表面の記入欄に必ず記入してください。(スタンプで構いません) 下記の記入例を参考に、コメントと氏名を記入してください。

### 【記入参考例】

- ・協約締結権は現業労働者に法律で保障された正当な権利です。労使自治に対する不当な干渉はやめてください。

- ・現業労働者の意見を聞く場を設けないままでの一方的な公表は民主主義の否定であり、許すことができません。
- ・労働側委員をメンバーに加えるなど、公平な議論がおこなえるよう、研究会のあり方を見直してください。
- ・私たちは公務員として、質の高い公共サービスと地域づくりに努力しています。現業労働を軽視するのをやめ、公正な目で判断してください。

### ③送付枚数

本部からの送付枚数に限りがあるため、以下の通り各単組に送付します。不足分については両面コピーをして使用してください。

町村・公共民間 3枚      都市・総支部 10枚

### (3) 集約方法

#### ①第1次集約 9月17日(水)

別紙報告書に集約枚数、筆数を記入しFAXで集約数を報告してください

#### ②最終集約 10月3日(金)

別紙報告書に、累計の集約枚数、筆数を記入し、大型はがきと合わせて道本部へ送付して下さい。

#### ③大型はがきについては道本部から総務省へ送付します。

## 3. 中間とりまとめに対する意見募集(パブリックコメント)の取り組み

### (1) 取り組み本数 現業職員のいる単組 1本以上

特に、評議会・単独労組のあるところについては、支部・分会の取り組みも追求して下さい。

### (2) 取り組み期間 2008年8月22日(金)～9月30日(火)

### (3) 取り組み報告

総務省への送付方法については下記を参考にしてください。なお、同時に道本部組織部(千葉・玉井 FAX 011-700-2053)へもお送りくださいますようお願いいたします。

### (4) 送付内容・方法

公務員連絡会地公部会の「見解」や別紙2の例題を参考に各自アレンジをしてメールで氏名、住所、電話、職業を記載の上総務省へ送信してください。

(注：別紙の「見解」や例題をそのまま使用することは避けて下さい)

## 総務省の募集要綱

※中間とりまとめに対するご意見等はこちら

(電子メールアドレス : [kyuuyo\\_nouritu@soumu.go.jp](mailto:kyuuyo_nouritu@soumu.go.jp)) までお寄せください。

平成20年9月30日までにいただいたご意見につきましては、研究会で紹介の上、今後の議論の参考とさせていただきます。

- ・ 必ず、お名前をお書きください。
- ・ タイトルは「技能労務職員の給与に係る基本的考え方に関する研究会の中間とりまとめに対する意見」など、分かるようにお書きください。
- ・ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上でお送りください。

「技能労務職の給与に係る基本的考え方に関する研究会」中間取りまとめに  
対する取り組み報告

自治労道本部組織部(千葉・玉井)

FAX 011-700-2053

最終集約 10月3日(金)

単組名 \_\_\_\_\_

記入者氏名 \_\_\_\_\_

1. 自治体当局交渉 該当する項目に○をして下さい。

(1)実施状況 実施( 月 日) 実施せず  
実施せずの場合その理由

(2)交渉の結果

①これまでの労使関係、交渉方法の尊重 ( 確約 ・ その他 )  
その他の場合その内容と顛末について記載して下さい。

②労使交渉・労使関係のあり方を検討し言及することに対する問題意識の有無  
( 有 ・ 無 )

③総務省に対する申入れ ( 確約 ・ 確約せず )

2. 総務省宛大型はがき行動集約

第1次集約 【9月17日(水)】

枚数 \_\_\_\_\_ 筆数 \_\_\_\_\_

最終集約 【10月 3日(金) 累計】

枚数 \_\_\_\_\_ 筆数 \_\_\_\_\_